

# 公募説明資料

(独立行政法人家畜改良センター所有山羊乳の配布)

令和8年4月6日

独立行政法人 家畜改良センター茨城牧場長野支場

## 目 次

1. 公募説明書 . . . . . 2
2. 公募参加心得書 . . . . . 5
3. 誓約書 . . . . . 7
4. 受領書 . . . . . 9
5. 応募資料作成基準 . . . . . 10

# 公 募 説 明 書

独立行政法人家畜改良センター所有山羊乳の配布に係る公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

## 1. 担当部局

〒385-0007 長野県佐久市新子田2029番地1

独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場 総務課、種苗業務課

電話 0267-67-2501 ファクシミリ 0267-68-4743

Eメール:nlbc\_nagano@nlbc.go.jp

## 2. 契約概要等

- (1) 件 名 独立行政法人家畜改良センター所有山羊乳の配布
- (2) 事業方針 独立行政法人家畜改良センター(以下「センター」という。)で行う業務は、消費者、流通業者及び生産者におけるニーズを踏まえつつ、農政の基本方針である「食料・農業・農村基本計画」及び「家畜改良増殖目標」の達成に資するとともに、国民に対する安全で信頼される畜産物の安定供給や国内畜産の振興に貢献するものとする。  
このため、センターでは、我が国における山羊の生産及び利用促進を図るため、センターが所有する山羊乳を配布することとする。
- (3) 配布価格 kgあたり228円(税込)(ただし、一つの荷物につき836円(税込)の容器代は別途請求)10kg以上/回の配布とする。
- (4) 配布期間 令和8年5月から令和8年11月  
※山羊乳の生産量には限りがありますので、希望者多数の場合には配布数量の調整を行います。また、配布開始・終了時期・数量等は飼養環境(気温等)の影響、その年の分娩状況により変動する場合があります。利用目的によっては配布のご希望に添えない場合がございます。配布を希望される場合は、事前に担当者へお問合わせ下さい。
- (5) 引渡場所 独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場  
(〒385-0007 長野県佐久市新子田2029番地1)

## 3. 公募説明書に対する質問

本公募説明資料に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。(様式は自由)

- (1) 受付時間:土曜日、日曜日、祝祭日を除く、9時00分から17時00分(12時00分～13時00分を除く。)までとする。
- (2) 提出場所:上記1担当部局あてとする。
- (3) そ の 他:書面を持参、郵送、ファクシミリ又はEメールによること。

## 4. 質問に対する回答の方法

問い合わせの都度、個別に行う。

## 5. 提案書等に関する事項

提案書等は別添応募資料作成基準により作成すること。

## 6. 提案書の提出期限及び場所

- (1) 提出時間: 令和8年4月6日から令和8年4月15日までの8時30分から17時00分まで(土曜日・日曜日・祝祭日を除く)。
- (2) 提出場所: 上記1担当部局あてとする。
- (3) その他: 提出した提案書の変更又は取消をすることはできない。

## 7. 提案書の無効

別添公募参加心得書において示した条件に違反した提案書は無効とする。

## 8. 配布者の決定方法

提案書の内容が、公募審査委員による審査の結果、長野支場長が配布者として適当と認められる者であった場合、配布する。

## 9. 誓約書の提出

誓約書(別紙1)に基づき記名のうえ提出するものとする。

## 10. 配布決定後の山羊乳引渡方法

山羊乳の引渡方法は、センターが認める場合を除き、家畜防疫の理由により宅配に限る。なお、山羊乳の輸送に係る経費は配布対象者の負担とする。

## 11. 代金の納付

配布代金は、請求書に記載された納付期限までに指定の振込先に納付するものとする。

前年度に配布実績のない場合および支払い遅延があった場合は前払いとする。(お近くに銀行の店舗がない場所にお住まいの方はインターネットバンキング等のご利用をご検討ください。支払い期日の遅れが重なる場合は、翌年度以降の契約の締結が難しくなる場合がありますのでご注意ください。)

## 12. 受領書の提出

山羊乳を受領した際には、受領書(別紙2)を提出するものとする。

## 13. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 配布希望者は、別紙公募参加心得書の内容を遵守し、誓約書(別紙1)を熟読のうえ応募すること。
- (3) 交付した資料の返却は要しない。
- (4) 本件に関する照会先は、上記1担当部局とする。
- (5) 提案書の内容について、配布希望者の選定及び契約書、山羊乳配布単価算出以外に無断で使用することはない。

(6) 提出された書類等は一切返還しない。

(7) 山羊乳の生産量、出荷状況などを勘案し配布希望計画に沿えない場合は契約を見合わせる場合がある。

# 公 募 参 加 心 得 書

(応募等)

第1条 配布希望者は、公募に係る公示、公募説明書、誓約書、仕様書及び応募資料作成基準を熟読のうえ、応募しなければならない。

2 配布希望者は、前項の書類について疑義があるときは、担当部局に説明を求めることができる。

3 配布希望者は、配布決定後、第1項の書類について不明を理由に異議を申し立てることができない。

(応募の方法)

第2条 配布希望者は、提案書を直接、郵送又は宅配により提出しなければならない。

(公正な配布の確保)

第3条 配布希望者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(配布の取りやめ等)

第4条 配布希望者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正な配布ができないと認められるときは、当該配布希望者を参加させず又は配布を延期し、若しくは取りやめることがある。

(応募の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する応募は、無効とする。

(1)競争に参加する資格を有しない者のした応募

(2)記名(外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く応募

(3)誤字、脱字等により意思表示が不明確である応募

(4)明らかに連合によると認められる応募

(5)提案書が長野支場長又は公募審査委員の審査の結果採用されなかった応募

(6)その他応募の条件に違反した応募

(配布対象者の決定)

第6条 提案書が公募審査の結果により、適当と認められる者を配布対象者とする。

(配布者の決定通知)

第7条 長野支場長は、配布者の決定にあつては、文書により通知する。

(契約を履行しない場合の違約金)

第8条 配布対象者は、提案書に基づき山羊乳の引取及び山羊乳代金の支払いを行わない

場合は、天災地変その他不可抗力による場合を除き、長野支場長に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金は、長野支場長が発行する請求書により所定の期日までに支払うものとする。

(契約を締結できない場合)

第9条 配布通知後から契約締結までの間に天災その他、長野支場の責に帰することのできない理由により配布不可能となった場合、配布者は長野支場長に対して違約金の請求はできないものとする。

(参加意思確認書等において使用する言語及び通貨)

第10条 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(別紙 1)

## 誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター  
茨城牧場長野支場長 殿

住 所

氏 名

令和8年4月6日付けで通知のあった山羊乳の配布を受けるに当たっては、下記の事項を厳守することを誓約します。

### 記

- 1 令和 年 月 日付けで提出した提案書のとおり使用する事を遵守します。
- 2 貴職が発行する請求書により、納付期限までに指定の振込先に納付します。
- 3 納付期限までに代金を納付しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合で計算した金額を貴職の請求により延滞金として納付します。ただし、納付遅延が、天災地変等やむを得ない理由による場合は免除されるよう願います。
- 4 延滞金の端数金額を計算する場合は、家畜改良センターの規程より算出された額を納付します。
- 5 当該山羊乳の引渡に要する費用は、当方で負担します。
- 6 当該山羊乳を受領したときには、速やかに受領書を提出します。
- 7 本配布契約において、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部について解除をされても、不服を申しません。この場合において当方が損害をこうむることがあっても、異議は申し立てません。
  - (1) 貴職の配布計画の変更により、配布が取りやめ又は延期になったとき
  - (2) 天災その他、当方の責に帰することのできない理由により解約を申し出て、貴職が承認したとき
  - (3) 当方がこの契約に違反し、または正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき
  - (4) この契約の履行にあたり、当方または当方の使用人等に不正の行為があったとき
  - (5) 当方が破産の宣告を受けた場合または、そのおそれがあると認められるとき
  - (6) 当方から契約の解除を申し出たとき
- 8 前項第1号の配布の取りやめ又は延期による場合、又は第2号に掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金の納付を免除されるよう承認願います。

- 9 第7項第3号から第6号までの理由により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴職の請求により納付いたします。
- 10 当該山羊乳の配布にかかる輸送中の事故及び家畜改良センターが用意した輸送容器を利用したことによる輸送容器の破損、容器内の汚れなどが原因で当方が損害を被ることがあっても、貴職に対し損害賠償の請求は行いません。
- 11 当該山羊乳の引き取り後において、瑕疵があることを発見した場合においても、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除を行いません。

(参考)家畜改良センターが配布する山羊乳は、治療等で用いられる抗生物質の残留がないことを市販の検査キットを用いて確認しています。また、配布後に家畜改良センターが実施する乳汁培養検査において搾乳衛生の指標として一般的なバルク乳の数字である、生菌数が1mlあたり10,000以上だった場合、または、毎月外部検査機関に依頼して調べる細菌数が乳及び乳製品の成分規格等に関する命令で生山羊乳の要件として定められている400万/mlを上回る等、異常が認められた場合には、電話連絡により当該山羊乳の使用停止をお願いすることがありますので、予めご了承ください。その場合、当該山羊乳の請求は行いません。

(別紙2)

## 受領書

令和 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター  
茨城牧場長野支場長 殿

住 所

氏 名

下記のとおり、受領しました。

記

受領年月日	品目	数量	備考

独立行政法人家畜改良センター所有山羊乳の配布  
応募資料作成基準

令和8年4月6日  
独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場

本書は、独立行政法人家畜改良センター参加者の有無を確認する公募取扱要領により、独立行政法人家畜改良センター所有山羊乳の配布に係る応募資料作成基準を取りまとめたものである。

## 第1章 独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場が公募参加者に提示する資料及び公募参加者が提出すべき資料

独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場(以下「長野支場」という。)は、公募参加者に表1に示す資料を提示する。公募参加者は、それを受け、表2に示す資料を作成し、長野支場に提出する。

[表1 長野支場が公募参加者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 公募参加心得書	公募に関する注意事項を記述。
② 誓約書	落札者からの提出を求める誓約書内容を記述。
③ 応募資料作成基準(本書)	提案書に記載すべき項目の概要や提案書の雛形等を記述。

[表2 長野支場に提出する資料]

資料名称	資料内容
提案書	仕様書に記述された提案内容について、どのように実現するかを説明したもの。 第3章の提案書雛形(別紙)に沿って記載されたもの。
財務状況を 確認できる書類	過去に当场より配布を受けたことがないものは、個人の場合は確定申告書の写し、事業者の場合は貸借対照表及び損益計算書を提出。

## 第2章 提案書の構成及び作成要領

### 2.1 提案書の構成及び記述事項

提案書は、表3の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に理解した上で記述すること。

[表3 提案書目次]

提案書 目次項番	項目
1	提案内容
2	配布希望時期
3	利用場所等
4	その他

### 2.2 提案書様式

- ① 提案書は第3章「提案書雛形」を使用して作成する。

- ② 提案書はA4判にて、1部提出すること。

### 2.3 留意事項

- ① 公募参加者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文と添付資料が対応するように作成すること)。
- ② 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではない場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

## 第3章 提案書雛形

### 3.1 提案書雛形を使用するに当たっての留意事項

提案書雛形では、提案書に含めるべき記述内容を示している。入札者は、提案書雛形を参考に提案書を作成する。

### 3.2 提案書雛形

具体的な提案書雛形の内容は別紙を参照すること。

独立行政法人

家畜改良センター茨城牧場長野支場長 殿

公募参加者の住所及び名称

住 所

電話番号

電話連絡のとれる時間帯や曜日

( 時 曜日)

E - mail

氏 名

## 提 案 書

下記のとおり山羊乳の配布を受けたいので、独立行政法人家畜改良センター所有山羊乳の配布応募資料作成基準に従い提案します。

### 記

#### 1. 提案内容

(1) 配布を希望する山羊乳の量/週、期間(具体的に記載)

(2) 配布希望条件(一つの荷物が○kg以上であれば○○○kgまで発送してよい。一つの荷物が○kg未満の少量の発送は不要。など)

(3) 配布申請理由及び利用目的

※公募説明書の「2.(2)事業方針」の内容を確認の上、記載して下さい。新規就農の場合はその旨も記載して下さい。

(4) 食品の衛生管理に関すること(許認可・資格・番号など)

※乳処理(必要に応じて乳製品製造業等)の許認可等の情報を記載して下さい。

## 2. 配達先住所および希望時間帯(希望する時間帯に○)

〒(            -            )

住所

宛先

午前中 / 12時～14時 / 14時～16時 / 16時～18時 / 18時～20時 / 19時～21時  
20時～21時 / 希望しない

## 3. 経営概要

(1) 主な農業収入(米、野菜作など記載)

※過去に当场より配布を受けたことがない者は、確定申告書(個人の場合)または貸借対照表及び損益計算書(事業者の場合)を添付してください。

(2) 飼養頭数

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終計画
飼養頭数	種雄				
	繁殖雌				
	うち搾乳頭数				
当场以外からの導入計画					
当场からの最初の導入年		年(雄頭、雌頭)			

(3) 生産物

・山羊販売頭数、山羊乳生産量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
山羊乳生産量(kg)			
山羊販売頭数			

(次ページに続く)

・山羊乳を原料とした加工品生産量

加工品名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
チーズ(kg)			
殺菌山羊乳(kg)			
ヨーグルト(kg)			
アイス(kg)			
ペット用ミルク(kg)			

4. その他

(配布にあたって参考になる情報があれば記入)

※実際に製造した製品または試作品の情報があれば提示してください(試作品の提示ができない場合や前年から試作が続いている場合は審査で不適となる場合があります)。